

宇佐市市勢要覧作成業務について、公募型プロポーザルを実施するので、下記のとおり公告する。

令和3年2月16日

宇佐市長 是永 修治



1 業務概要

- (1) 業務名 宇佐市市勢要覧作成業務
- (2) 業務内容 別紙「宇佐市市勢要覧作成業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和3年3月26日
ただし、下記の議決を得た場合は、令和4年2月28日まで延長予定
市議会における繰越明許費の議決
なお、上記の議決が得られない場合には、履行期間の延長を行わず、
当該履行期間までの出来高に応じて仕様及び請負代金を変更する契約
を行う
- (4) 提案限度額 4,515,500 円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和2・3年度宇佐市物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (3) 大分県内に本店、支店又は事業所のある者で、過去10年間に同種業務または類似業務の作成し、官公庁に納品した実績（下請負人として受託した実績は除く。）を有する者であること。
- (4) 公告日から契約候補者の決定の日までの間に、本市において指名停止を受けていないこと。
- (5) 契約候補者の決定の日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条もしくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされたものであっても更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

3 スケジュール

プロポーザルの公告・実施要領の公表	令和3年2月16日(火)
質問書提出期限	令和3年2月19日(金) 15時
質問書に対する回答	令和3年2月22日(月)
参加表明書等提出期限	令和3年3月1日(月) 17時
資格要件の確認通知期限	令和3年3月2日(火)
一次審査結果通知	令和3年3月5日(金)
企画提案書類提出期限	令和3年3月16日(火) 17時
二次審査(プレゼンテーション)	令和3年3月22日(月) 予定
最終審査結果の通知	令和3年3月24日(水) 予定
受託候補者との契約締結	令和3年3月下旬予定

4 その他

「宇佐市市勢要覧作成業務公募型プロポーザル実施要領」による。

5 事務局

宇佐市役所 総務部 総合政策課 企画調整係

TEL 0978-27-8109

FAX 0978-32-2331

E-Mail kikaku07@city.usa.lg.jp